

新潟市防火対象物点検報告制度等に係る事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第8条の2の2に定める防火対象物点検報告及び法第36条第1項において準用する法第8条の2の2に定める防災管理点検報告（以下「点検報告」という。）並びに法第8条の2の3に定める防火対象物点検報告に係る特例認定及び法第36条第1項において準用する法第8条の2の3に定める防災管理点検報告に係る特例認定（以下「特例認定」という。）に関する事務処理等について必要な事項を定めるものとする。

(点検報告)

第2条 点検報告は、管理について権原が分かれているものについては、努めて同一時期に又は共同で行うよう指導するものとする。なお、共同で行う場合は、消防法施行規則第4条の2の4第3項に規定する防火対象物の点検結果の報告に関する運用について（平成18年消防予第139号）によるものとする。

2 点検報告があったときは、次に掲げる内容を確認し受理するものとする。

(1) 消防法施行規則第4条の2の4第3項の規定に基づき、防火対象物の点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成14年消防庁告示第8号）又は消防法施行規則第51条の12第2項の規定において準用する同規則第4条の2の4第3項の規定に基づき、防災管理の点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成20年消防庁告示第19号）に規定する報告書及び点検票（以下「報告書等」という。）であること。

(2) 報告書等の記載事項に不備がないこと。

(3) 管理について権原が分かれているものについては、管理範囲を明示した図書等が添付されていること（消防法施行規則の一部を改正する省令の施行後における「防

火対象物の管理についての権原の範囲」及び「共同防火管理協議会の代表者」に係る運用について（平成14年消防安第135号。以下「135号通知」という。）によること。）。

- 3 報告書等及びその他の添付文書に不備があるときは、関係者に補正を求めるものとする。ただし、点検票に記載されている点検結果は、点検者以外のものが訂正し、挿入し又は削除してはならない。

（特例認定の申請）

第3条 特例認定の申請は、管理について権原が分かれているものについては、努めて同一時期に行うよう指導するものとする。

- 2 特例認定に係る標準処理期間は、おおむね1月以内とする。

- 3 特例認定の申請があったときは、次に掲げる内容を確認し受理するものとする。

（1） 消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第4条の2の8第2項（規則第51条の16第2項において準用する場合を含む。）に規定する申請書（以下「申請書」という。）であること。

（2） 申請書の記載事項に不備がないこと。

（3） 管理を開始した日を確認できる書類が添付されていること。ただし、査察対象物台帳等により確認できるものは除くものとする。

（4） 管理について権原が分かれているものについては、管理範囲を明示した図書等が添付されていること（135号通知によること。）。

- 4 法第8条の2の3第1項第1号及び第2号（法第36条第1項において準用する場合を含む。）に規定する過去3年の起算日は、申請日の前日とする。

- 5 申請書その他添付書類に不備があるときは、直ちに不認定とすることなく、相当の期間（おおむね7日以内とし、この期間は標準処理期間に含めない。）を定めて、当該申請者に補正を求めるものとする。

(特例認定の検査)

第4条 特例認定の申請のあった防火対象物又は防災管理対象物（以下「申請対象物」という。）の特例認定に係る検査を次に掲げるとおり実施するものとする。

- (1) 別表1又は別表2の検査項目及び判定基準に基づき書類確認及び現地調査により検査を行うこと。
- (2) 書類確認については、査察対象物台帳等を活用すること。
- (3) 書類確認において、判定基準に適合しない検査項目を確認した場合は、現地調査を省略することができる。
- (4) 現地調査は、検査項目のうち、書類確認で判定できない項目について行い、現地調査を効率的に行うため、過去の立入検査の違反指摘状況及び消防用設備等点検結果報告等の不備事項を参照すること。
- (5) 現地調査において、別表1又は別表2の判定基準に適合しない検査項目を確認した場合は、その時点で現地調査を終了することができる。ただし、適合しない項目のうち軽微なものについては、当該関係者に相当の期間（おおむねその時点における標準処理期間以内）を定めて是正を図ること。

2 前項の検査の結果に基づき、防火対象物点検報告特例認定検査復命書（別記様式第1号）又は防災管理点検報告特例認定検査復命書（別記様式第2号）（以下「検査復命書」という。）を作成するものとする。

(認定通知書の交付)

第5条 消防署長（以下「署長」という。）は、前条の検査の結果に基づき、法第8条の2の3第1項（法第36条第1項において準用する場合を含む。）に規定する認定要件に適合していると認めたときは、消防法令に基づく申請書等の事務処理等に関する規程（平成23年消防局訓令第7号。以下「事務処理規程」という。）第45条第2項に規定する防火対象物点検報告特例認定通知書又は同規程第48条第2項に規定する防災

管理点検報告特例認定通知書（以下「認定通知書」という。）を次に掲げるとおり作成し、当該申請者に交付するものとする。

- （１） 通知日は、認定通知書を当該申請者に交付する日（決裁日とは異なる。）とすること。
- （２） 認定の効力の生ずる日は、通知日とすること。
- （３） 特記事項欄には、管理権原が分かれている場合の申請事業所及び占有部分等のほか、必要事項を記載すること。
- （４） 交付は、申請者への直接交付を原則とすること。なお、交付するときは受領書（別記様式第３号）を徴すること。

（不認定通知書の交付）

第６条 署長は、検査の結果に基づき、法第８条の２の３第１項（法第３６条第１項において準用する場合を含む。）に規定する認定要件に適合していないと認めたときは、事務処理規程第４５条第３項に規定する防火対象物点検報告特例不認定通知書又は同規程第４８条第３項に規定する防災管理点検報告特例不認定通知書（以下「不認定通知書」という。）を次に掲げるとおり作成し、当該申請者に交付するものとする。

- （１） 通知日は、不認定通知書を当該申請者に交付する日（決裁日とは異なる。）とすること。
- （２） 認定しない理由欄には、不認定とした理由及び根拠条文を記載すること。
- （３） 特記事項欄には、管理権原が分かれている場合の申請事業所及び占有部分等のほか、必要事項を記載すること。
- （４） 交付は、申請者への直接交付を原則とすること。なお、交付するときは受領書（別記様式第３号）を徴すること。

（認定通知書の再交付）

第７条 署長は、特例認定を受けた防火対象物又は防災管理対象物（以下「認定対象物」

という。)の管理権原者から、認定通知書の亡失、滅失、汚損及び破損等を理由に再交付を求められた場合は、防火対象物点検報告特例認定通知書再交付申請書(別記様式第4号)又は防災管理点検報告特例認定通知書再交付申請書(別記様式第5号)(以下「再交付申請書」という。)を提出させ、当該通知書を再交付するものとする。ただし、この場合の認定通知書の記載事項は署長名を除いて交付時のものとする。

- 2 認定通知書の亡失により再交付を受けた者が、亡失した認定通知書を発見した場合は、速やかに署長に返還させるものとする。

(特例認定の失効)

第8条 認定対象物について、3年が経過する前に再度、特例認定の申請がなされている場合は、認定の有効期間が経過しても、法第8条の2の3第3項(法第36条第1項において準用する場合を含む。)に規定する通知がなされるまでは、その効果は失わないものとする。

(認定の取消し)

第9条 認定対象物が法第8条の2の3第6項(法第36条第1項において準用する場合を含む。)のいずれかの号に該当する場合は、当該事実を検査し、検査復命書を作成するものとする。

- 2 署長は、前項の検査の結果に基づき、特例認定を取消すときは、新潟市火災予防違反処理規程(平成15年消防局訓令第2号)第13条に定める特例認定取消書(以下「取消書」という。)を作成し、同規程第26条の規定に基づき交付するものとする。

(書類の管理)

第10条 報告書等、申請書、検査復命書、認定通知書、不認定通知書、再交付申請書及び取消書は防火対象物点検報告に関するものと防災管理点検報告に関するものとを区分し、それぞれ一括して署所の管区、対象物別に編冊するものとする。

- 2 前項の文書の保存期間は3年とする。ただし、不認定又は取消しに係る文書の保存期

間は１０年とする。

附 則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則（平成２４年新消査第６号）

この要綱は、平成２４年４月１１日から施行する。

附 則（平成２６年新消査第１３９号）

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則（令和３年新消企第１７９号）

（施行期日）

１ この要綱は、令和３年７月１日から施行する。

（経過措置）

２ この要綱の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表 1（第 4 条関係）

防火対象物点検報告特例認定検査項目

検 査 項 目	判 定 基 準
管理開始日	申請者が、申請のあった消防法（以下「法」という。）第 8 条の 2 の 2 第 1 項に該当する防火対象物（以下「申請防火対象物」という。）の管理を開始した日から、申請日において 3 年以上経過していること。
命令の有無	申請日前の 3 年以内において、法第 5 条第 1 項、第 5 条の 2 第 1 項、第 5 条の 3 第 1 項、第 8 条第 3 項若しくは第 4 項、第 8 条の 2 の 5 第 3 項又は第 1 7 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく命令（申請防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況が、この法律に違反している場合に限る。）を受けていないこと。
命令事由の有無	法第 5 条第 1 項、第 5 条の 2 第 1 項、第 5 条の 3 第 1 項、第 8 条第 3 項若しくは第 4 項、第 8 条の 2 の 5 第 3 項又は第 1 7 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項の規定による命令（申請防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況が、この法律若しくはこの法律に基づく命令又はその他の法律に違反している場合に限る。）を受けるべき事由が現にないこと。
取消しの有無	申請日前の 3 年以内において法第 8 条の 2 の 3 第 6 項の規定に基づく認定の取消しをされていないこと。
取消し事由の有無	法第 8 条の 2 の 3 第 6 項の規定に基づく認定の取消しを受けるべき事由が現にないこと。
法第 8 条の 2 の 2 第 1 項による点検及び報告の実施	申請日前の 3 年以内において消防法施行規則（以下「規則」という。）第 4 条の 2 の 4 第 1 項に規定する期間ごとに点検し、報告されていること。
虚偽報告の有無	申請日前の 3 年以内において虚偽の報告をしていないこと。
法第 8 条の 2 の 2 第 1 項による点検の結果	申請日前の 3 年以内において実施した法第 8 条の 2 の 2 第 1 項による点検の結果が、同項の規定に基づく点検基準に適合していること。
防火管理者選任（解任）届出書の有無	規則第 3 条の 2 第 1 項の届出がされていること。
消防計画作成（変更）届出書の有無	規則第 3 条第 1 項の届出がされていること。
自衛消防組織の設置（変更）届出書の有無	消防法施行令（以下「令」という。）第 4 条の 2 の 4 に規定する防火対象物（同条第 2 号に掲げる防火対象物にあっては、同条第 1 号に規定する自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分に限る。）にあっては、法第 8 条の 2 の 5 第 2 項の届出がされていること。
防火管理業務の一部委託	防火管理業務の一部を委託している場合は、規則第 3 条第 2 項に定める事項が申請防火対象物の防火管理に係る消防計画に定められていること。
管理権原を有する範囲	防火対象物の管理について権原が分かれている場合は、規則第 3 条第 3 項に定める事項が申請防火対象物の防火管理に係る消防計画に定められていること。
消防計画の実施	規則第 3 条第 1 項各号に定める事項のうち、申請防火対象物の防火管理に係る消防計画に定められている事項が定めら

	れたとおり適切に実施されていること。
自衛消防組織の業務の実施	令第4条の2の4に規定する防火対象物（同条第2号に掲げる防火対象物にあっては、同条第1号に規定する自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分に限る。）にあっては、規則第4条の2の10第1項各号に定める事項のうち、申請防火対象物の防火管理に係る消防計画に定められている事項が定められたとおり適切に実施されていること。
共同自衛消防組織の決定	令第4条の2の4に規定する防火対象物（同条第2号に掲げる防火対象物にあっては、同条第1号に規定する自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分に限る。）のうち、令第4条の2の5第2項の規定により、その管理についての権原を有する者が共同して自衛消防組織を置く場合にあっては、規則第4条の2の10第2項各号に定める事項のうち、申請防火対象物の防火管理に係る消防計画に定められている事項が定められたとおり適切に実施されていること。
訓練の実施回数	消火及び避難訓練を年2回以上実施していること。
訓練の事前通報の有無	消火及び避難訓練の実施に当たり消防機関に通報していること。
統括防火管理者選任（解任）届出の有無	法第8条の2第1項に規定する防火対象物にあっては、規則第4条の2の届出がされていること。
全体についての消防計画作成（変更）届出の有無	法第8条の2第1項に規定する防火対象物にあっては、規則第4条第1項の届出がされていること。
避難上必要な施設等の維持管理	法第8条の2の4に規定する避難上必要な施設及び防火戸について、適切に管理されていること。
防災対象物品に対する表示	防災対象物品に、防災性能を有している旨の表示が付されていること。
圧縮アセチレンガス等の貯蔵等の届出	火災の予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質の貯蔵又は取扱い（貯蔵又は取扱いを廃止した場合を含む。）の届出（法第9条の2第1項ただし書に規定する場合を除く。）がされていること。
消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置及び維持	消防用設備等又は特殊消防用設備等が、法第17条、第17条の2の5及び第17条の3並びにこれらに基づく命令で定める技術上の基準又は設備等設置維持計画に従って設置し、維持されていること。 消防用設備等の設置にあたり、令第32条の特例を受けている場合は、特例を認めたときの条件を全て満たしていること。
設置届出書の有無	法第17条の3の2の規定に基づき届出がされ、検査を受けていること。
法第17条の3の3による点検及び報告の実施	昭和50年4月1日付消防庁告示第3号に定める点検内容に応じて行う点検の期間ごとに点検を実施していること。 消防用設備等にあっては、規則第31条の6第3項第1号に規定する期間ごと、特殊消防用設備等にあっては、規則第31条の3の2第6号の設備等設置維持計画に定める点検の結果についての報告の期間ごとに報告されていること。
火を使用する設備の位置、構造及び管理	新潟市火災予防条例第3章の規定に基づき設置し、維持し、管理されていること。
指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱い	新潟市火災予防条例第4章の規定に基づき設置し、維持し、管理されていること。
消防用設備等の基準の付加	新潟市火災予防条例第5章の規定に基づき設置されていること。

別表 2（第 4 条関係）

防災管理点検報告特例認定検査項目

検 査 項 目	判 定 基 準
管理開始日	申請者が、申請のあった消防法（以下「法」という。）第 36 条第 1 項に該当する建築物その他の工作物（以下「申請防災管理対象物」という。）の管理を開始した日から申請日において 3 年以上経過していること。
命令の有無	申請日前の 3 年以内において法第 5 条第 1 項、第 5 条の 2 第 1 項、第 5 条の 3 第 1 項、第 8 条第 3 項若しくは第 4 項、第 8 条の 2 の 5 第 3 項、第 17 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項又は第 36 条第 1 項において準用する法第 8 条第 3 項若しくは第 4 項の規定による命令（申請防災管理対象物の位置、構造、設備又は管理の状況がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はその他の法律に違反している場合に限る。）を受けていないこと。
命令事由の有無	法第 5 条第 1 項、第 5 条の 2 第 1 項、第 5 条の 3 第 1 項、第 8 条第 3 項若しくは第 4 項、第 8 条の 2 の 5 第 3 項、第 17 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項又は第 36 条第 1 項において準用する法第 8 条第 3 項若しくは第 4 項の規定による命令（申請防災管理対象物の位置、構造、設備又は管理の状況がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はその他の法律に違反している場合に限る。）を受けるべき事由が現にないこと。
取消しの有無	申請日前の 3 年以内において法第 36 条第 1 項において準用する法第 8 条の 2 の 3 第 6 項の規定に基づく認定の取消しをされていないこと。
取消し事由の有無	法第 36 条第 1 項において準用する法第 8 条の 2 の 3 第 6 項の規定に基づく認定の取消しを受けるべき事由が現にないこと。
法第 36 条第 1 項において準用する法第 8 条の 2 の 2 第 1 項による点検及び報告の実施	申請日前の 3 年以内において消防法施行規則（以下「規則」という。）第 51 条の 12 第 2 項において準用する規則第 4 条の 2 の 4 第 1 項に規定する期間ごとに点検し、報告されていること。
虚偽報告の有無	申請日前の 3 年以内において虚偽の報告をしていないこと。
法第 36 条第 1 項において準用する法第 8 条の 2 の 2 第 1 項による点検の結果	申請日前の 3 年以内において実施した法第 36 条第 1 項において準用する法第 8 条の 2 の 2 第 1 項に規定する点検の結果が、同項の規定に基づく点検基準に適合していること。
防災管理者選任（解任）届出書の有無	規則第 51 条の 9 の届出がされていること。
防災管理に係る消防計画作成（変更）届出書	規則第 51 条の 8 第 1 項の届出がされていること。

自衛消防組織の設置（変更） 届出書の有無	消防法施行令（以下「令」という。）第4条の2の4に規定する防火対象物（同条第2号に掲げる防火対象物にあっては、同条第1号に規定する自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分に限る。）にあっては、法第8条の2の5第2項の届出がされていること。
防災管理業務の一部委託	防災管理業務の一部を委託している場合は、規則第51条の8第2項において準用する規則第3条第2項に定める事項が申請防災管理対象物の防災管理に係る消防計画に定められていること。
管理権原を有する範囲	建築物その他の工作物（以下「防災管理対象物」という。）で管理について権原が分かれている場合は、規則第51条の8第2項において準用する規則第3条第3項に定める事項が申請防災管理対象物の防災管理に係る消防計画に定められていること。
防災管理に係る消防計画の実施	規則第51条の8第1項各号に定める事項のうち、申請防災管理対象物の防災管理に係る消防計画に定められている事項が定められたとおり適切に実施されていること。
自衛消防組織の業務の実施	令第4条の2の4に規定する防火対象物（同条第2号に掲げる防火対象物にあっては、同条第1号に規定する自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分に限る。）にあっては、規則第51条の10第1項各号に定める事項のうち、申請防災管理対象物の防災管理に係る消防計画に定められている事項が定められたとおり適切に実施されていること。
共同自衛消防組織の決定	令第4条の2の4に規定する防火対象物（同条第2号に掲げる防火対象物にあっては、同条第1号に規定する自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分に限る。）のうち、令第4条の2の5第2項の規定により、その管理について権原を有する者が共同して自衛消防組織を置く場合にあっては、規則第51条の10第2項各号に定める事項のうち、申請防災管理対象物の防災管理に係る消防計画に定められている事項が定められたとおり適切に実施されていること。
訓練の実施回数	避難訓練を年1回以上実施していること。
訓練の事前通報の有無	避難訓練の実施に当たり消防機関に通報していること。
統括防災管理者選任（解任） 届出の有無	防災管理対象物で管理について権原が分かれているものにあっては、規則第51条の11の3において準用する規則第4条の2第1項の届出がされていること。
全体についての消防計画作成（変更）届出の有無	防災管理対象物で管理について権原が分かれているものにあっては、規則第51条の11の2において準用する規則第4条第1項の届出がされていること。
避難上必要な施設等の維持管理	法第8条の2の4に規定する避難上必要な施設及び防火戸について、適切に管理されていること。

別記様式第 1 号（第 4 条関係）

（表）

防火対象物点検報告特例認定検査復命書					
検査の結果， 認定・不認定・取消し として，別紙案により通知してよろしいか。					
署長	課長	係長	係	所長	調査員
受	付	年 月 日 第 号		前回通知日	年 月 日
所在地					
名称					
対象部分		全体 ・ 部分（ 1 / ）			
対象部分名称					
申請者					
検 査 結 果					
検査項目			適否	検査項目	
管理開始日				共同自衛消防組織の決定	
消防法に基づく命令の有無				訓練の実施回数	
消防法に基づく命令事由の有無				訓練の事前通報	
特例認定取消しの有無				統括防火管理者選任（解任）届出	
特例認定取消し事由の有無				全体についての消防計画作成（変更）届出	
防火対象物点検報告の実施				避難上必要な施設等の管理	
防火対象物点検報告の虚偽報告				防災対象物品	
防火対象物点検報告の結果				圧縮アセチレンガス等の届出	
防火管理者選任（解任）届出				消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置・維持	
消防計画作成（変更）届出				消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置届・検査	
自衛消防組織の設置（変更）届出				消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検の実施	
防火管理業務の一部委託				火を使用する設備の位置，構造及び管理	
管理権原範囲				少量危険物等の貯蔵・取扱い	
消防計画の実施				消防用設備等の技術上の付加	
自衛消防組織の業務の実施					
通知（認定効力発生）日			年 月 日		
特記事項					
備考：1 適否欄に検査項目が適合する場合は○印，適合しない場合は×印を記入し，該当しない場合は／とすること。 2 査察対象物台帳等必要な資料を添付すること。 3 検査結果で適合していないものについては，その内容を裏面に記載すること。					

(裏)

不備事項	根拠条文

別記様式第 2 号（第 4 条関係）

（表）

防災管理対象物特例認定検査復命書					
検査の結果， 認定・不認定・取消し として，別紙案により通知してよろしいか。					
署長	課長	係長	係	所長	調 査 員
受	付	年 月 日 第 号		前回通知日	年 月 日
所 在 地					
名 称					
対 象 部 分		全体 ・ 部分（ 1 / ）			
対 象 部 分 名 称					
申 請 者					
検 査 結 果					
検査項目			適否	検査項目	
管理開始日				防災管理業務の一部委託	
消防法に基づく命令の有無				管理権原範囲	
消防法に基づく命令事由の有無				防災管理に係る消防計画の実施	
特例認定取消しの有無				自衛消防組織の業務の実施	
特例認定取消し事由の有無				共同自衛消防組織の決定	
防災管理点検報告の実施				訓練の実施回数	
防災管理点検報告の虚偽報告				訓練の事前通報	
防災管理点検報告の結果				統括防災管理者選任（解任）届出	
防災管理者選任（解任）届出				全体についての消防計画作成（変更）届出	
防災管理に係る消防計画作成（変更）届出				避難上必要な施設等の管理	
自衛消防組織の設置（変更）届出					
通知（認定効力発生）日			年 月 日		
特記事項					
備考： 1 適否欄に検査項目が適合する場合は○印，適合しない場合は×印を記入し，該当しない場合は／とすること。 2 査察対象物台帳等必要な資料を添付すること。 3 検査結果で適合していないものについては，その内容を裏面に記載すること。					

(裏)

不備事項	根拠条文

別記様式第 3 号（第 5 条，第 6 条関係）

年 月 日

（あて先）

新潟市 消防署長

住所

氏名

受領書

年 月 日付け新 消 第 号の（認定・不認定）通知書は，
確かに受領しました。

別記様式第 4 号（第 7 条関係）

防火対象物点検報告特例認定通知書再交付申請書

年 月 日

（あて先）新潟市 消防署長

申請者
住 所

氏 名

電話番号

年 月 日消防法第 8 条の 2 の 3 第 3 項の規定により防火対象物
点検報告の特例認定を受けましたが、認定通知書を（亡失・滅失・汚損・破損）
したので再交付の申請をします。

防火対象物	所在地	
	名 称	
	用 途	
特 例 認 定 年 月 日	年 月 日	
特 例 認 定 番 号		
そ の 他 必 要 な 事 項		
※受 付 欄		※経 過 欄

備 考 ※印の欄は、記入しないでください。

防災管理点検報告特例認定通知書再交付申請書

年 月 日

（あて先）新潟市 消防署長

申請者
住 所

氏 名

電話番号

年 月 日消防法第 3 6 条第 1 項において準用する法第 8 条の 2 の
3 第 3 項の規定により防災管理点検報告の特例認定を受けましたが、認定通知書
を（亡失・滅失・汚損・破損）したので再交付の申請をします。

防災管理対象物	所在地	
	名 称	
	用 途	
特 例 認 定 日 年 月 日	年 月 日	
特 例 認 定 番 号		
そ の 他 必 要 な 事 項		
※受 付 欄		※経 過 欄

備 考 ※印の欄は、記入しないでください。